

令和3年3月31日

お客様 各位

亀有信用金庫

「投資信託関連規定の制定・約款の改定」のお知らせ

平素は亀有信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、法令等の改正に伴い、下記の通り投資信託関連規定の制定ならびに約款の改定を行いましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の新約款は、改定前よりお取引いただいているお客様においても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 制定規定

- ・「かめしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定【総合口座貸越対応用】
※ 当金庫では総合口座による定時定額購入取引を原則お取扱をしておりますが、例外として、当金庫が提示する要件に合致し認めさせていただいた場合に適用されます。

2. 改定約款

- ・「亀有信用金庫投信取引約款」
- ・「特定口座約款」
- ・「亀有信用金庫 非課税口座約款」
- ・「未成年者口座および課税未成年者口座約款」
※ 法令等改正に伴う条文番号の変更、軽微な語句の修正等の他、特定口座年間取引報告書の交付省略に関する規定の追加を行いました。改定後の上記約款は、令和3年4月1日より適用されます。

3. その他

本件につきましてご不明な点等ございましたら、当金庫窓口（受付時間 平日9:00～15:00）又は本部0120-860-422（受付時間 平日9:00～15:00）までお問い合わせください。